

唐津市指名停止措置等に係る建設工事請負契約締結に関する要綱第3
条に基づく基準

(趣旨)

第1条 この基準は、唐津市指名停止措置等に係る建設工事請負契約締結に関する要綱（平成27年告示第111号）第3条の規定により契約を締結しない、又は仮契約を解除できる基準（以下「解除基準等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(解除基準等)

第2条 解除基準等は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けたもので、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、指名停止の措置の期間が1か月に満たないときは、この限りではない。

- (1) 措置要綱別表第1第1項から第5項までの措置要件に該当するとき。
- (2) 措置要綱別表第2の措置要件に該当するとき。
- (3) 措置要綱別表第3の措置要件に該当するとき。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。